

## 第3次富士見市環境基本計画（素案）について

### ■ 基本的な考え方について

- これまでの施策の進捗状況の整理をするほか、地球温暖化対策、生物多様性の保全、脱プラスチックの推進、外来生物対策など市を取り巻く様々な状況の変化や国・県の動向などを踏まえ、市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。
- 第3次富士見市環境基本計画では、以下の4つを基本目標とし、将来に渡って持続的に発展する社会を目指します。
  1. 【地球環境】脱炭素・循環型社会を目指すまち
  2. 【自然環境】豊かな自然と共生するまち
  3. 【生活環境】安全で快適に暮らせるまち
  4. 【教育・協働】みんなで学び、協働するまち
- 第3次富士見市環境基本計画における基本目標は、現行計画の基本目標の方向性を承継したうえで、社会状況の変化による新たな課題等についても解決に向けた取組を進めます。

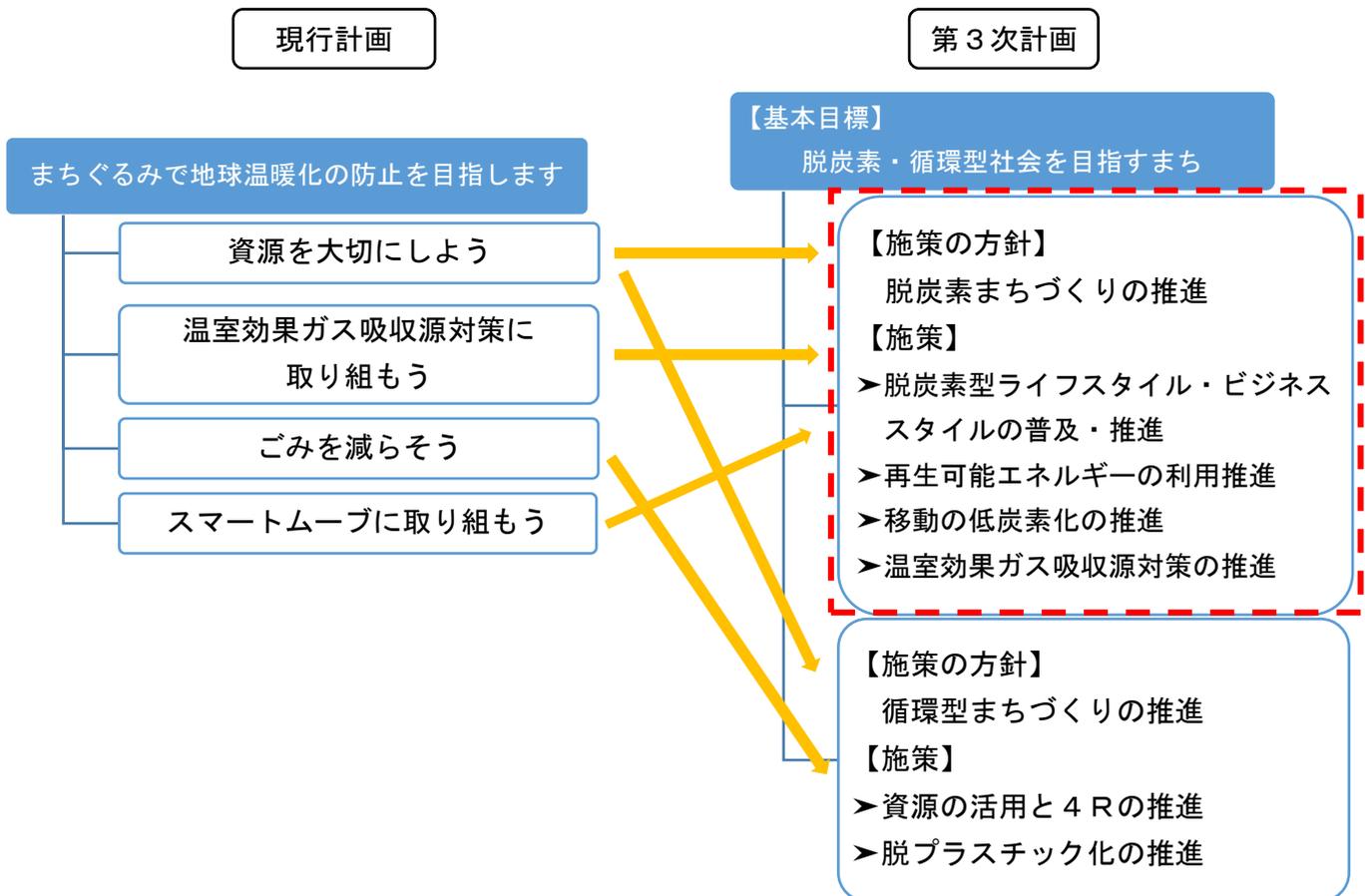
### 《 基本目標 》

現行計画	第3次計画
まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します	【地球環境】 脱炭素・循環型社会を目指すまち
自然と共生するまちを目指します	【自然環境】 豊かな自然と共生するまち
快適な生活を送れるまちを目指します	【生活環境】 安全で快適に暮らせるまち
みんなで学び、行動するまちを目指します	【教育・協働】 みんなで学び、協働するまち



## ■ 施策の展開について

- 前述の基本目標を達成するための施策の展開は、第2回環境審議会資料の施策体系（案）を踏まえ、本日の議題である基本目標1「脱炭素・循環型社会を目指すまち」については以下のとおり整理しました。



- なお、施策の方針「脱炭素まちづくりの推進」は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を兼ねるものであり、市域における温暖化対策の施策や取組を定めるものです。

### 【参考】地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策実行計画には、事務事業編と区域施策編の2種類があります。

事務事業編は行政活動の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画で、すべての地方公共団体に策定が義務付けられています。

区域施策編は、その区域から排出される温室効果ガスを削減するための計画で、都道府県や政令指定都市等においては策定が義務付けられています。富士見市においては努力義務となっていますが、平成25年4月から令和5年3月までを計画期間とする区域施策編を策定しています。